

# 祝 成人



 広報

2000年 2 月号(No.348)

# しんぶん

## 主 な 内 容

二十歳に乾杯……2～5ページ  
地方分権……6～9ページ  
介護保険⑤……10ページ  
村のニュース……11ページ  
話題・情報……12～15ページ  
こちら保健婦……16ページ

# 二十歳に乾杯！

## 新成人143人を 迎えて成人式

法律が改正されて「成人の日」が1月第二月曜に変わってはじめての成人式となる平成11年度の成人式が1月10日、南部コミュニティセンター多目的ホールで行われました。

ことし成人式を迎えたのは昭和54年4月2日から翌55年4月1日までに生まれた180人（平成11年12月1日現在住民登録者数）。

143人が出席した式典では、主催者である村長のあいさつのほか、来賓の祝辞、新成人代表の細井佳苗さん（10区）のお礼の言葉や中学校時代の恩師からのメッセージが披露されました。

成人を祝っての記念演奏では、榛東ふるさと太鼓が勇壮な曲を披露、お祝いに花を添えてくれました。また、ことしも20歳を記念して榛東ワイン（限定酒）が贈られるそうです。



新成人を代表してお礼を述べる  
細井佳苗さん（10区）



記念写真、上手に撮れるかなあ



榛東中時代の恩師の先生5人がお祝いに駆けつけてくれました

**世の中全般**  
テヘランで米大使館占拠／スリ  
ーマイル島・原子力発電事故／  
東京サミット／東名日本坂トン  
ネル事故／国立大学共通一次  
試験／新幹線大清水トンネル貫  
通／群馬県立歴史博物館開館  
テレビ（放送開始番組）  
ズームイン！！朝！／3年B組金  
八先生／草燃える（大河ドラマ）  
／西部警察／機動戦士ガンダム  
／ベルサイユのばら／タイムボ  
カンシリーズ・オタスケマン  
マンガ  
ナイン、陽あたり良好！（あだ  
ち充）／Dr. スランプ（鳥山  
明）

**映画**  
クレイマー・クレイマー（アカ  
デミー賞）／ルパン三世カリオ  
リ

## 20年前は こんな時代

昭和54（1979）年  
～昭和55（1980）年

**ストロの城**／戦国自衛隊／その  
後の仁義なき戦い／あゝ野麦峠  
／銀河鉄道999／蘇える金狼  
／悪魔が来たりて笛を吹く

**流行歌**  
魅せられて（ジュディ・オング、  
レコード大賞）／おもいで酒  
（小林幸子、同最優秀歌唱賞）／  
東小唄制定

私のハートはストップモーション（桑江知子、同最優秀新人賞）  
いとしのエリー（サザンオール  
スターズ）／関白宣言（さだま  
さし）／ヤングマン（西城秀樹）  
／チャンピオン（アリス）／夢  
追い酒（渥美二郎）  
プロ野球  
最優秀新人賞・藤沢公也（中日）  
松沼博久（西部）  
その他  
インベーダーゲーム／ウォーク  
マン／省エネブック／天中殺／  
国産車初のターボ車（グロリア  
・ターボ）デビュー

榛東村では  
中学校武道館、南小講堂完成／  
村誌編さんに着手／二〇区つづ  
じヶ丘団地誕生／榛東音頭・榛  
東小唄制定

## 新成人に贈るメッセージ 2000

一年後、どんな自分でありたいか。  
自分なりの目標を見つけてほしい。



伊達 公子  
（元プロテニスプレーヤー）

高校を卒業と同時にプロの世界に入り  
ましたが、プロになったのは、もっとテ  
ニスがかしたい、強くなりたいという気持  
ちからでした。  
高校三年ごろから二十歳にかけて、やっ  
と「自分のテニス」に対する意識が出て  
きて、ただテニスが強くなりたいと、が  
むしやりに突っ走ってしまいましたね。  
そんなわたしが具体的な目標をもつよ  
うになったのは、プロ転向後のケガがきつ  
かでした。テニスができなくて落ち込  
みを切り替えてました。そして、身近なところから目標  
を定めてやっていこうと思うようになったのです。

### 成功も失敗も糧にして

最初の目標は、世界ランキングの百位に入ることでした。手が届きそうで届かないくらいの目標を定めて、それがクリアできたなら、また新たに次の目標。と。そんなふうにも身近な目標をもっていましたね。

そのころ、日本人で一位の選手が世界ランキングで二十五位、六位だったんですけど、それよりもっと上に行きたいというのがわたしの夢でした。夢はなかなか叶えられないのですが、夢に近づくための目標なら叶えることができるんです。

テニスは個人競技ですから、自己管理を自分でやらなければいけません。練習をさぼろうと思えば、いつでもできたけど、負ければやはり悔しいですから、何がいかなかったのかを考えるんです。悔しい思いが次の意欲になって、目標をクリアできたのだと思います。成功も失敗も次の目標の糧にする、それがとても大事だということとを、現役時代に学びました。

### 身近な目標への努力が 次の意欲になる

いま、わたしは「カモン！キッズテニス」というテニス教室を開催し、子供たちにテニスの楽しさを伝えるため、全国を回っています。ただテニスの技術を教えるのではなく、スポーツをしていけると、素晴らしいことに出会えるのだということをお子供たちに伝えたい。子供たちの可能性を引き出すきっかけづくりができればと願うからです。引退してから三年余りがたち、以前からやりたかったお茶の稽古もできるようになり、これまでと違う新たな目標づくりを思っています。みなさんもぜひ何か目標を見つけてください。

まず、一年後、二年後にこうなりたいという、自分の姿を描いてみてください。小さな目標に向かって努力すれば、必ずパワーになると思います。そしてその力は、次なる意欲へとときとつながっていくと思うのです。

**プロフィール** 伊達 公子<だて・きみこ>  
1970年生まれ。89年、プロテニスプレーヤーとしてデビューし、94年WTAランキング自己最高4位、95年ブレンチオープンベスト4、96年ウィンブルドンベスト4など、世界のトッププレーヤーとして活躍。96年に引退。現在は子供たちにテニスを教える「カモン！キッズテニス」の主宰や執筆活動などで幅広く活躍。

# 社会の一員として 果たすべきこと。

新成人のみなさん、おめでとうございます。20歳からは、法律にも社会的にも一人の大人としてみなされ、20歳前にはなかったさまざまな権利や義務が増えてきています。個人の自由や裁量も増えますが、同時に、社会の構成員としての自覚や、責任感、社会への参加も求められてくるのです。政治への参加や国民年金への加入なども、社会の一員として果たすべきことのひとつです。

## 20歳からの 権利 選挙権

### 政治や行政にも 積極的に参加しよう

選挙は、わたしたちが政治に参加する重要な機会です。20歳になった人は、その選挙に参加する権利、国会議員や地方議会の議員、自治体の首長を選べる「選挙権」を持つこととなります。

政治にはあまり関心がないという人にとっても、税金や福祉、教育、経済など、政治は身近な暮らしと権利に直接かかわる問題です。そこに、自分たちの意見を反映させるための代表者を

選ぶのが選挙ですから、他人任せではいけません。例えば「こんな制度があればいいな」と思ったとき、願うだけでは何も変わりません。実現させるためには、そういう自分の意見を反映してくれる候補者に一票を投じるといふ行動で表すことが必要です。わたしたちは選挙を通して、どんな社会にしていきたいか、自分の意見を示す一票を権利として与えられていると同時にそれに対する責



## 20歳からの 義務 国民年金 の加入

### 親の世代の老後を支え、 自分の老後に備えるために

日本に住む20歳以上六十歳未満のすべての人は、国民年金への加入が義務づけられています。二十歳を迎えたばかりのみなさんは、「年金」なんてまだまだ先の話と思うかもしれませんが、実は若い世代にとっても、身近で大切なものなのです。

加入期間中に病気やけがで障害が残ったときには障害年金、加入者が死亡したときには残された妻に遺族年金として支給される仕組みもあり、生涯にわたって家族の安心を守る柱となっています。

国民年金への加入手続きは、市区町村役場の年金窓口で受け付けています。学生やフリーター、自営業及びその配偶者の方は、二十歳になったら自分、加入手続きを行ってください。二十歳前に就職し、職場の厚生

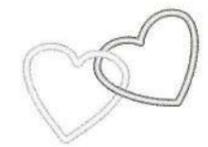


年金や共済組合に加入している人は、新たに手続きする必要はありません。保険料をきちんと納めていると、将来、自分が受け取る年金額が少なくなったり、最悪の場合、年金が受けられなくなったりします。所得のない人には、その期間の保険料を免除し、後で納められるようにできる制度もあります。詳しくは、役場民生生活課年金係にお問い合わせください。

血漿分画製剤は、血漿に化学的処理を加えて製造した製剤で、血友病の治療に使う血液凝固因子製剤や急な出血などに使うアルブミン製剤、感染症の予防や治療に使う免疫グロブリン製剤などがあります。現在、輸血用血液は国内の献血ですべてまかなっていますが、血漿分画製剤はまだ輸入に頼っているのが現状です。

## はたちの 献血 キャンペーン

### 健康なあなたの献血で 病気の人の命が救われます



国民年金は、働く世代が納める保険料でその親の世代の生活を支え、自分たちの老後はその子供の世代が支えるというように、世代と世代の支え合いによって成り立つ公的年金制度です。少子化・高齢化が進んでいる現代社会では、もし、公的年金がなかったら、両親の生活費を負担したり、自分の老後に備え貯蓄したりすることは、今よりもずっと大変になります。公的年金制度は、そうした個人の負担を軽くし、子供の世代で親の世代を扶養するという仕組みになっているのです。

医療を支える「献血」への協力は、健康であればだれでも行うことができ、医療に貢献できるボランティアの一つです。人間の生命を維持するために欠くことのできない血液は、医学の発達した現在でも、人工的につくることができません。病気やけがの治療のために血液が必要になったとき、多くの人の善意による献血は医療を支える重要なものとなっています。

献血された血液は、赤十字血液センターでウイルス感染などの厳しい検査をした後、輸血用血液や血漿分画製剤として医療に使われます。ただし、ウイルス感染直後の血液は、検査で感染を判別できない期間（ウインドウ・ピリオド）があります。たとえば、HIV（エイズウイルス）の場合、その期間に献血された血液は検査をすり抜けて医療機関に届け

られますので、検査目的での献血は絶対にしていただく。輸血用血液は、血液成分すべてを含む「全血」のほか、「赤血球」「血漿」「血小板」の成分別に分けられます。最近の医療現場では、全血輸血よりも成分輸血が主流になっています。成分献血は、患者さんの体への負担を軽くし、必要な成分だけを必要量輸血できるため、医療効果が高いからです。

献血の方法には、400ml献血、200ml献血、成分献血の三つがあります。成分献血とは成分採血装置を使って血液中の血漿や血小板などの成分だけを献血する方法です。400ml献血と成分献血は一人の患者さんへの輸血が少ない人数からの血液で行えるため、輸血の安全性が高まります。少子高齢化社会を迎え、献血の世界では若い人たちからの協力が欠かせないものとなっています。

一月一日から二月二十九日は、「はたちの献血キャンペーン」です。成人となったばかりの、若いみなさんにも献血への多くのご協力をお願いします。





# 『地方自治』

## ～地方分権一括法が

# 新時代』の幕開け

## 4月1日から施行されます～



表1 関係各省庁別の改正法律の数

総理府	5	外務省	2
公正取引委員会	1	大蔵省	16
警察庁	12	文部省	21
公害等調整委員会	1	厚生省	91
金融再生委員会	2	農林水産省	68
総務庁	4	通商産業省	45
北海道開発庁	2	運輸省	19
防衛庁	6	郵政省	1
経済企画庁	3	労働省	30
環境庁	18	建設省	55
国土庁	37	自治省	22
法務省	14	計	475

表2 事項別改正法律の数

機関委任事務の廃止に伴う改正	351
関与関連の規定の整備	191
権限委譲の規定の整備	35
必置規制の整理	38
手数料規定の整理	63
その他の改正事項	170
計	848

注 事項別改正法律の数については、同一法律において複数の事項を改正している法律があるため、合計数は改正法律の数に一致しない。

図2 新たな事務区分の制度上の取扱い

区分	機関委任事務	自治事務	法定受託事務
条例制定権	不可	法令に反しない限り可	法令に反しない限り可
地方議会の権限	・検閲、検査等は、自治令で定める一定の事務（国の安全、個人の秘密に係るもの並びに地方労働委員会及び取用委員会の権限に属するもの）は対象外 ・100条委員会の対象外	原則及ぶ	原則及ぶ
監査委員の権限	自治令で定める一定の事務は対象外	地方労働委員会及び取用委員会の権限に属するものに限り対象外	国の安全、個人の秘密に係るもの並びに地方労働委員会及び取用委員会の権限に属するものは対象外
行政不服審査	一般的に国等への審査請求が可	原則国等への審査請求は不可	原則国等への審査請求が可
国等の関与	・包括的指揮監督権 ・個別法に基づく関与	関与の新たなルール	

国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性、自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本的な理念とする地方分権がいよいよ実施の段階となりました。住民に身近な行政は、住民に身近な地方公共団体（都道府県や市町村）において処理するとの観点から、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担う地方公共団体の責務は益々増大することになります。

### はじめに

市制・町村制が敷かれ、我が国に地方自治制度が発足したのは、明治23年のことでした。その後、戦後の民主主義を基本とした日本国憲法のもとで、昭和22年に新たな地方自治制度に生まれ変わり、現在に至っています。

地方分権の論議の歴史は古く、後に政党政治を開いた原敬は明治14年、青年記者として「地方分権論」と題する論説を書きました。政府が任命する知事（官選知事）の権限を強化するのではなく、地方議会に権限を与えることが地方の隆盛、ひいては国家の繁栄につながる、と説いたのです。

「地方分権は必要だ。しかし、地方にはひとりですべていけるだけの能力はない。だから全てをまかせるといってはいけません。」などという論議が飽きもせず、悠に一〇〇年を超えて繰り返されてきたのです。

平成5年6月に、憲政史上初めて衆・参両院において「地方分権

の推進に関する決議」が全会一致で採択され、平成7年5月に地方分権推進法が成立するに至りました。

### 地方分権の推進に必要な理由

昭和22年に誕生した新たな地方自治制度は、戦後の復興という目的のため、中央集権的な側面を色濃くしたもので、様々な権限や財源が依然として国に留保されたままでした。

また、地方自治に関係する法律は五〇〇近くもあり、許可、認可、承認、協議などさまざまな言葉が使われて国のコントロール装置が地方にがちりちりと組み込まれてきたのです。

戦後の復興、高度成長などの国としての統一な目標を達成した後の住民にとって、自分たちのまちは自分たちのやり方でよくしたいという欲求が高まる一方であり、法律や国の画一的な基準との衝突があらちちらで起きるようになって

### 地方分権一括法のあらまし

地方分権推進法に基づき設置された地方分権推進委員会は、これまでに五次にわたり勧告を行い、このうち第一次から第四次までの勧告に対応する形で、「地方分権推進計画」（平成10年5月閣議決定）が取りまとめられ、今回その計画の中で、法律の改正が必要とされた法律が地方分権一括法により改正されました。

地方分権一括法は、正式には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」という大変長い名前の法律で、この

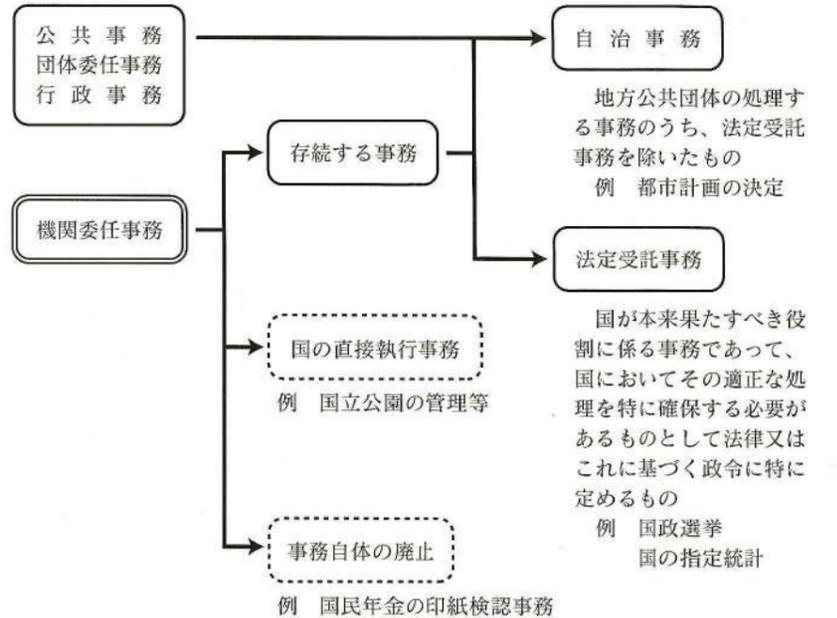
法律により四七五本の法律が改正されたのです（表1参照）。

これほど多数の法律が一括法により改正された例はいままでになく、国会に提出された法案は、広辞苑5冊分ほどの厚さがあったそうです。

### I 国及び地方公共団体が担うべき役割の明確化

これまで「普通地方公共団体は、その公共事務及び法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に属するもののほか、その区域内におけるその他の行政事務

図1 地方公共団体の事務の新たな考え方



地方分権をひとことというのと、国と地方の役割分担の明確化といえます。

国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務などが本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体は、住民に一番身近な行政主体として、地域における行政の自主的かつ総合的な実施を広く担うという基本的な考え方に基づいて、これまでの国の

事務、地方公共団体の事務の配分を見直そうというものです。

少子・高齢化、国際化、環境問題など地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化してきており、また、住民の行政需要の複雑化、多様化に伴い、地域の実情に即したきめ細やかな行政サービスを展開するためには、住民に身近な地方公共団体において自主的かつ完結的に行政運営が行える仕組みが必要なのです。

表4 必置規制の見直し (抜粋)

附属機関に係る必置規制の見直し	市町村水防協議会等
職員に係る必置規制の見直し	農業委員会におかれる農地主事等
附属機関に係る名称規制の弾力化	都道府県児童福祉審議会等
行政機関又は施設に係る名称規制の弾力化	身体障害者更生相談所
職員に係る名称規制の廃止	児童福祉司、身体障害者福祉司等
職員の資格、専任、配置基準等に係る必置規制の廃止	公立図書館館長の司書資格規制の廃止等
職員の資格、専任、配置基準等に係る必置規制の緩和	食品衛生監視員の必置規制 栄養指導員の必置規制

### V 必置規制の見直し

地方公共団体の自主組織権を尊重し、行政の総合化・効率化を進めるため、法令において置くことを義務づけていた職員や附属機関について見直しが行われました(表4参照)。

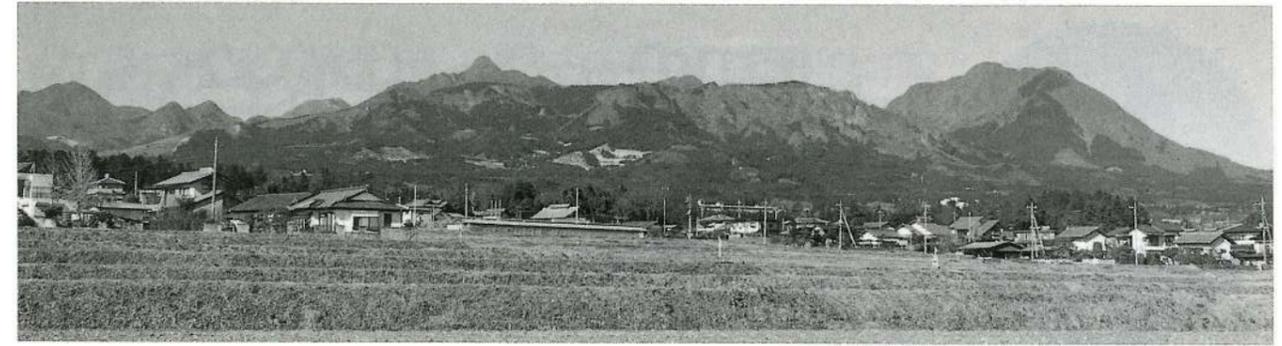
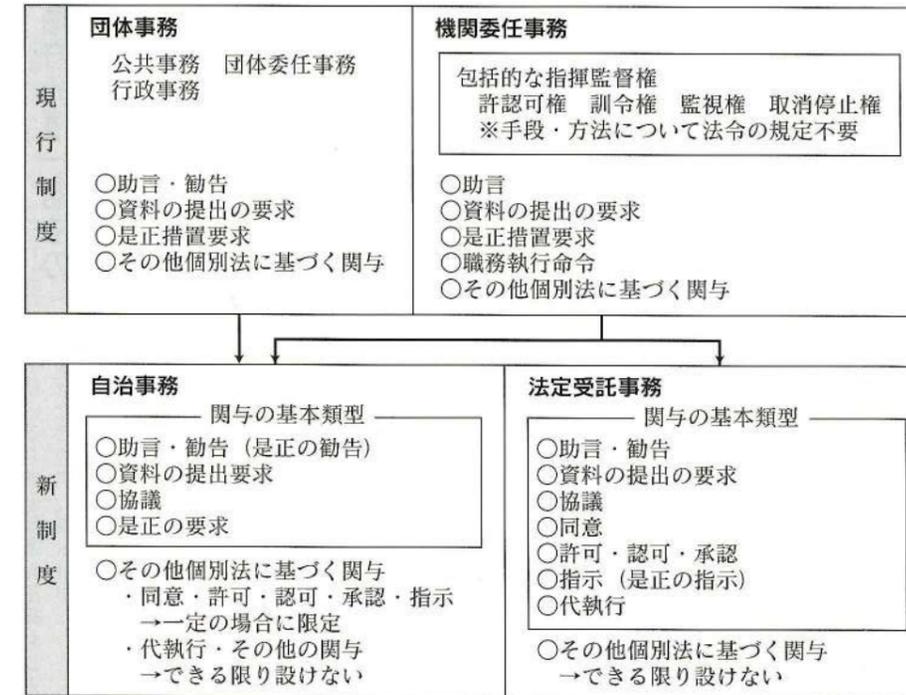


図3 国の関与の見直し



### III 国の関与等の抜本的見直し

前述の機関委任事務制度のもとでは、国が包括的な指揮監督権を有していました。  
また、許認可権(権力的関与)や届出や報告の義務(非権力的関与)などにより、地方の事務の執行に様々な関与を行ってきました。

これらの国の関与は、地方の自主的な行政運営を妨げる要因となっているとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に障害となることなどから抜本的に見直されました(図3参照)。

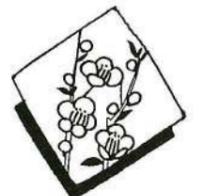
### IV 権限委譲の推進

住民に身近な行政はできる限り住民に身近な地方公共団体で処理することができるよう、国の権限が都道府県に、都道府県の権限が市町村に委譲されます。  
都道府県から市町村への委譲に当たっては、①政令指定都市、②中核市、③市、④市町村、⑤その他(保健所設置市等)の5つの区分により権限が委譲されることとされており、このうち本村が委譲されることとなる事務は表3のとおりです。

表3 すべての市町村へ委譲される権限

鳥獣の捕獲、飼養等の許可 (鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律)
市町村立高等学校の通学区域の指定 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律)
犬の登録、鑑札の交付、注射済票の交付 (狂犬病予防法)
身体障害児に対する補装具の交付、身体障害児及び知的障害児に対する日常生活用具の交付 (児童福祉法)
知的障害者に対する日常生活用具の交付 (知的障害者福祉法)
害虫駆除等のための他人の土地への立入許可 (森林法)
製造業者による協同組合等から伝統的工芸品への指定の申出を受け、通商産業大臣に進達する等の事務 (伝統的工芸品産業の振興に関する法律)

このほか、都道府県条例の定めるところにより、都道府県の知事や教育委員会の権限に属する事務を市町村が処理することとする制度(条例による事務処理の特例制度)が新たに設けられ、この制度により、本県では国有財産法に基づく事務など33項目の事務を市町村が処理することとなります。



### VI 地方公共団体の行政体制の整備・確立

地方公共団体の行政能力の一層の向上と行政体制の積極的な整備・確立を進めるため、①市町村合併の推進、②地方議会の活性化及び議員定数の見直し、③中核市の指定要件の緩和等について、所要の法改正が行われました。

### 分権時代を拓く新たな行政システムの確立

今回の地方分権一括法では、機関委任事務制度の廃止や国の地方への関与の一般ルールの創設など一般的な制度改革という側面が強い。そのため、これによって私たちの生

活がドラスティックに変化するものではないとする意見もあります。また、国から地方への権限委譲や財源移管が不十分だという人もいます。  
しかしながら、制度上、国と地方、都道府県と市町村は「対等・協力」の新しい関係となり、これまでにない大きな変革を遂げたのです。  
今年「地方分権元年」であり、今後、更なる権限委譲や財源委譲が進むことが予想され、地方公共団体の地域住民に対する責任は、益々増大してまいります。  
村では「地方自治・新時代」に対応するため、引き続き、簡素で効率的な行政システムの確立に努めていきます。

事務については、指揮監督などの国の権力的関与は廃止されるのに対し、法定受託事務には実施の詳細の指示、代執行など国の統制が引き続き存続された。

また、機関委任事務の一部は国の直接執行事務(国立公園の管理など)とされたほか事務自体の廃止(国民年金の印紙検認事務など)も行われた。

法定受託事務の例…国政選挙、国の指定統計調査など

### 地方分権推進委員会

平成7年5月に制定された地方分権推進法により設置された。委員長諸井茂氏(経団連副会長)のもと、計7名の学識経験者、市長および知事OBによって構成されている。また、委員会のもとに2つの専門部会(地域づくり部会、くらしづくり部会)が設置され、前者は国土・土地利用、住宅・公園・産業・交通・通信、公害・自然環境を、また後者は福祉・保健・医療、衛生、教育・文化、雇用・婦人・少年、消費者を、それぞれの審議の分野としている。

地方分権推進法は、本年7月に失効してしまうため、法の延長(委員会の存続)について、地方団体から強い要望があがっている。

(参考資料: 集英社『イミダス』、自由国民社『現代用語の基礎知識』)



### 機関委任事務

自治体の首長や教育委員会などの行政委員会が個別法令の委任により処理する国の事務(他の自治体や公共団体の事務も含む)。国の機関委任事務を処理するとき自治体の首長は国の機関とみなされ、主務大臣の指揮監督を受ける。その処理について法令違反または怠慢があると認められた場合は、職務執行命令訴訟を通じて主務大臣(知事)がその事務を代行することができる。その件数が多いことや、事務の内容・運営の細部にまで主務省庁の通達で指示がされているので、機関委任による事務処理を通じて自治体は、事実上中央省庁の下部機関化している。従来、この事務については地方議会の関与および監査はできないこととされてきたが、平成3年3月の地方自治法改正により、国の安全に係わること、個人の秘密に関すること、取用委員会・地方労働委員会の権限に属することを除いて認められることになった。地方分権一括法により、全ての機関委任事務が廃止され、自治事務と法定受託事務に区分された。

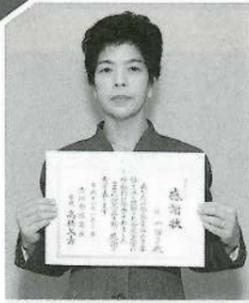
### 自治事務

自治体の責任で処理する事務。自治体で処理する事務は一般に固有事務、行政事務、団体委任事務および機関委任事務とされてきたが、地方分権一括法により、自治事務と法定受託事務に区分された。自治事務は国の関与を廃し、原則として条例に基づいて執行されるが、法令に定めのある自治事務については、法令の範囲内で条例を定めることになる。自治事務が増えることは自治体の「自ら治める責任」が拡大することを意味するので、自治体の役割の重要性が飛躍的に増すこととなる。地方分権一括法により改正された地方自治法において「国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるように特に配慮しなければならない」と規定された。

自治事務の例…都市計画の決定、農業振興地域の指定、飲食店営業の許可、病院・薬局の開設許可など

### 法定受託事務

現在の機関委任事務を廃止して原則として自治事務に移行をさせたが、全国的な事務としての性格を払拭できず、しかも自治体において実施することが国民の利便にかなう特定の事務については、自治体に委託して執行することとされた。この種の事務を法定受託事務と呼ぶ。自治



小山富子さん



森田卓さん



各分団が紅白の水で放水訓練

**【成人善行表彰】**  
このほど20区の地域環境リサイクル活動部（代表・高橋寿夫さん）

**【成人善行表彰】**  
このほど20区の地域環境リサイクル活動部（代表・高橋寿夫さん）

**受賞おめでとうございます**

**【渋川警察署長感謝状】**

八区の森田卓さんは、村交通安全会会長・理事を長年務めるなど、警察業務に積極的に協力された功績が認められ、一月七日、渋川警察署の初点検の席上表彰されました。

また、村交通安全会婦人部長を務める小山富子さん（9区）も警察運営に積極的に協力されたとして、一月二十一日、渋川警察署長から表彰されました。

**クリスマス会を開催——村心身障害児（者）父母の会**

村心身障害児（者）父母の会（会長・神保吉平さん）では、児童館に会員30人余りを集めてクリスマス会を開催しました。7区の松井さんが手品や腹話術

を披露、子供たちは何か不思議そうに見ていたり、笑ったり、驚いたりとも楽しそうでした。また、午後には参加者が持ち寄った商品にかけてのビンゴゲームが

**紅白の水で放水訓練**

**消防団出初め式**

村消防団の出初め式が一月九日、総合グラウンドで行われ、団員ら百十人余りが出席しました。観閲者である村長の出初め式宣言に始まった式典では、姿勢服装観閲の後、各分団の団員が手際よく紅と白の水を使ったポンプ操法訓練の様子を披露したほか、全員

が分列行進を行い関係者にその雄姿を披露しました。また、式典の席上、県消防協会から表彰された次の方々を表彰状の伝達がありました。（敬称略）  
【功労章】狩野隆志（団長）細野孝（副団長）狩野信也（分団長）風間浩（同）善養寺孝（副分団長）

【精勤章／勤続五年】金井三喜男（班長）小谷野善宏（団員）樋口久（同）星野和宏（同）岩田敏明（同）高野辺忍（同）小池伸二（班長）清水公（同）狩野浩二（団員）萩原秀司（同）大塚義人（同）南一也（同）一倉史人（同）金井孝行（同）飯塚邦守（同）村上誠（同）

狩野団長をはじめ、大勢の方々に表彰の伝達が行われました



松井さんが腹話術を披露



**容器包装リサイクル法**  
正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」。ビンや缶、紙、プラスチックなどの容器包装材のリサイクルについて、消費者、市町村、事業者に対し、消費者は分別収集への協力、市町村は分別収集、事業者は再商品化という責任と役割を定めたものである。本村でも六月から分別収集が開始される予定です。

**介護保険講座**

**Part5**

**どんなサービスが受けられるの？**

**その2：施設サービス**

要介護認定の結果、要介護1～5と認定された方で、希望する場合には次のような施設を利用することができます。  
\* 要支援と認定された方は、施設サービスは受けられません。

**<介護保険で受けられる施設サービスの種類>**

- 特別養護老人ホーム【介護老人福祉施設】  
常に介護が必要な、家庭での生活が困難な寝たきり等の高齢者などが対象です。
- 老人保健施設【介護老人保健施設】  
入院の必要はないが、看護・介護やリハビリなどの医療が必要な寝たきり等の高齢者などが対象です。
- 介護職員が手厚く配置された病院など【介護療養型医療施設】  
療養型病床群／老人型痴呆疾患療養病棟／介護力強化病院（平成14年度末まで）  
長期にわたり医療が必要な高齢者などが対象です。



介護支援専門員（ケアマネジャー）の助言を参考に、希望の施設の種類を選びます。

**費用の1割は利用者の負担です**

介護保険からサービスを受けたときは、原則としてかかった費用の1割を負担していただきます。また、施設に入った場合は、費用の1割のほかに、食費を負担していただきます。  
1割の負担が高くなりすぎる場合は、一定額で頭打ちにします。特に所得の低い方の場合は、頭打ちの額を低くして負担が重くなり過ぎないようにします（施設に入った場合の食費も低くします）。

介護保険についてのご相談・お問い合わせは、役場保健福祉課（☎54-2211内線116～122）までお願いします。

ぜひ！知らせたい

# 情報



99年最後の運試し。0時過ぎには新年最初の運試し福引きが

## 2000年へのカウントダウン

「1000年に一度のこの時をみんなで楽しもう」と12月31日、「カウントダウンin柳沢寺」が行われました。午後11時から始まったこのイベントは7区カウントダウン実行委員会が中心となり、同区の諸団体が協力。すいとんの無料サービスや運だめし福引き、ミレニアム・イヤーを記念した仕掛花火など大勢の方が手作りのイベントを楽しみました。お寺の協力により、除夜の鐘も午前0時スタート。新年をみなさんと祝いました。



この日は紙風船のラリーを楽しみました

## 高齢者が集まり楽しいひとときを

10・11・20・21区の高齢者を対象に下新井高齢者生活支援センターがオープンしました。地域のボランティアのみなさんが自主運営するこのセンターは毎週火・金曜日に旧20区公会堂を利用して行われており、閉じこもりがちな高齢者が集まりお手玉や輪投げをしながら体を動かし、集まった方々で話をするなど楽しいひとときを過ごしながら心も体も元気でいようというもの。この日はお赤飯の昼食も出ていました。

## ご家庭に眠っている古タイヤを回収します

榛東村衛生組合では、みなさんのご家庭に眠っている古タイヤの回収を行います。古タイヤの処分にご苦労されている方はぜひご利用ください。回収（搬入）日時：3月5日（日）午前9時～11時。回収（搬入）場所：田村範雄宅（7区）東広場。※毎月行っている粗大ゴミの収集場所と同じです。処理費用：別表のとおり。その他：①タイヤの種類・金額を確認してください。

（別表） 処理費用	
タイヤの種類	処理費用（1本あたり）
軽自動車10～13インチ	100円
普通車 14～18インチ	200円
2～4t車、4WD車用	400円

◎ホイール付きは1本につき100円増し  
◎大型・農機タイヤは扱いません



②釣銭のいらぬようにお願いします。  
③搬入日は必ず守ってください。時間外は受付できません。  
▼詳しくは、住民生活課環境衛生係（☎五四・二二二・一内線一四）まで

## 定率減税の適用をお忘れなく！

平成十一年分の所得税から、定率減税が適用になります。※定率減税額は、次の①と②のいずれか少ない方の金額です。①定率減税前の所得税額の二〇％ ②二十五万円。所得額の確定申告書の記載にあたっては、「定率減税額」の適用漏れや計算誤り等がないよう、お願ひします。〔注意〕○平成十一年分給与所得の源泉徴収票の摘要欄には、年末調整済の方については「年調定率控除額」が記載されています。源泉徴収票に「年調定率控除額」の金額の記載のない方は、記載漏れ又は控除漏れとなっている場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

○確定申告書の「定率減税欄」には、上記※印により計算した金額を記載することとなります。源泉徴収票の摘要欄に記載されている「年調定率控除額」を転記しないよう、お願ひします。○公社債及び預貯金の利子に係る所得税などで、源泉分離課税が適用され又は源泉分離課税を選択した所得に係る所得税は、定率減税の対象となりません。

## 農地転用は農振（農用地区域）除外から除外手続きを忘れずに

農地を転用する場合、まず、その農地が農振法に基づく指定区域（以下「農用地区域」という）に入っているかどうかを確認する必要があります。農用地区域であるかどうかについては、役場産業振興課まで照会してください。転用を計画している場合には、

- ①申請書（産業振興課に用意してあります）
- ②申請する土地の登記簿謄本（群馬町にある登記所で発行しています）
- ③申請する土地の公図の写し（群馬町の登記所または役場税務課で発行しています）
- ④印鑑
- ⑤配置図（一筆のうち一部除外）
- ⑥代理人が届け出する場合は、委任状および印鑑証明書
- ▼詳しいことは、産業振興課（☎五四・二二二・一内線二〇〇～二〇二）まで

## ダイオキシンの排出事業所は届出が必要です

ダイオキシンによる環境汚染を防止するため、ダイオキシン類対策特別措置法が平成十二年一月十五日から施行されました。この法律では、事業者の廃棄物焼却炉などから出る排ガスまたは排水中のダイオキシンが規制されます。規制される特定施設は、廃棄物焼却炉（火床面積が〇・五㎡以上又は焼却能力五十kg/h以上）、製鋼用電気炉（鋳鋼用、鍛鋼用を除く。変圧器千kVA以上）など十三種類です。該当する場合は届出、測定義務が生じますので

## チャイルドシート

道路交通法が改正され、6歳未満の乳幼児を乗用車に乗せる場合チャイルドシートの着用が義務づけられます。この法改正に伴い、村では購入費（運輸省認定マークがあり、本年1月1日以降購入のものに限る）の一部を補助します。■申請できる方：着用対象の乳幼児及び補助金申請者ともに本村に

## 購入費を補助します

住所がある方（対象乳幼児1人につき1回）  
■補助金額：購入費（消費税を含む）の半額。ただし、千円未満切り捨てで、上限額は1万円です。  
■申請に必要なもの  
①領収書（製品名及び金額、購入店舗名等が記載されているもの）  
②品質保証書③銀行等の口座番号  
▼申請及び問い合わせは、総務課防災交通係まで

## チャイルドシートの使用義務化（警察庁）

平成12年4月1日から、自動車の運転者はチャイルドシートを使用していない6歳未満の幼児を同乗させてはならないこととされ、違反者には基礎点数1点が付されることとなります。



学童用（4～10歳程度） 幼児用（4カ月～4歳程度） 乳児用（0～12カ月程度）

※適用年齢は、あくまで目安で、子どもの体格や製品によって異なります。



# 生活習慣病を 予防しましょう

今回は、7月に行われた結果説明会から、糖尿病についてお話しします。

## ●糖尿病とは

インスリンの働きが悪くなっているため、血液中の糖分（ブドウ糖）が高くなっている状態です。

空腹時血糖一四〇mg/dl以上または随時血糖二〇〇/dl以上  
40歳以上のうち、10人に1人が糖尿病といわれています。

## ○怖い合併症

糖尿病は、軽いうちはほとんど症状がなく、いつ発症したのかも分かりません。

しかし、放置するとどの

渴き、尿が多い、だるい、たくさん食べてもやせていくといった症状がでてきます。

血糖値二〇〇mg/dl以上の状態が続くと：

・3～5年で神経症状  
たちくらみ、しびれ等

・5～7年で眼（糖尿病性網膜症）年間1万人、県内でも40～50人が失明しています。

・10～15年で腎（糖尿病性腎症）重症になると、透析が必要になります。

○予防のために気をつけること

1、なんでも食べましょう。

一日三十品目、一週間で七十品目以上とりましょう。

2、規則的に一日三回以上食事

をしましょう。

夜だけたくさん食べるのでなく、三食同じくらいの量をとり

ましょう。

3、腹八分目、食べ過ぎに注意



食事や運動で血糖値を上手くコントロールすれば健康な人と同じように生活でき、長生きもできる病気です。そのためには早期発見、早期治療が原則。住民健診等の定期検診を必ず受けるようにしましょう。

## ●平成11年度 住民健診結果 (受診者総数：2,393人)

	男	女	計
糖尿病 (疑いを含む)	227	245	472

《その2》  
《糖尿病》

## おめでた

### おくやみ

○お誕生おめでとうございます  
※カッコ内は保護者の名前

### 女の子

21区 大島 彩加ちゃん

(重己さん) 11月26日生

17区 篠澤 結衣ちゃん

(和彦さん) 11月28日生

8区 武藤 翼ちゃん

(哲也さん) 11月23日生

9区 小林 駿介ちゃん

(浩也さん) 11月25日生

21区 吉沢 勇人ちゃん

(強さん) 12月3日生

19区 柳 宝良ちゃん

(俊一さん) 12月4日生

9区 佐藤 祥ちゃん

(千明さん) 12月13日生

6区 渡辺 翔月ちゃん

(貴広さん) 12月24日生

## ●お悔やみ申し上げます

3区 星野 定夫さん 44歳

4区 三俣 ケイさん 91歳

6区 川下 香織さん 23歳

6区 斉藤 雪雄さん 83歳

7区 小池 キワさん 84歳

10区 瀧澤 義直さん 64歳

10区 中村 直樹さん 84歳

20区 小林 春子さん 64歳

1区 千木良真澄さん 83歳

昨年未、捜索活動にご協力いただいた皆さんへ千木良真さんのご遺族からお礼の言葉が届いております。

(この欄に掲載を希望しない場合は、届け出のとき窓口までその旨お話しください)



## わが家のアイドル



1区 岩田 武ちゃん

(利之・靖子さんの長男 1歳9ヵ月)

「健康で優しさのある男の子に育ってほしいですね」

〈わが家のアイドル募集中〉

## 人口と世帯

(1月1日現在)  
総人口 13,525人(+16)  
男 6,904人(+19)  
女 6,621人(-3)  
世帯数 4,192戸(+11)

( ) は対前月

## 村内の交通事故

(1月末日現在の累計)  
事故件数 5件(+2)  
死者 0人(±0)  
傷者 6人(+3)

※( ) は前年同期対比

シートベルトは  
必ず着用しましょう

## こ・ち・ら・編集室

祝日法が改正され、成人の日と体育の日が第二月曜日になりました。成人の日は、青年が一人前の成人として、国家社会の建設に重責を果たす自覚を新たに、国民こそ成人に期待し、その成長発展を祝福する趣意で設けられました。一月十五日に決められたのは、古くは正月に元服が行われたこと、また十五日までは松の内だめでたいというからです。(国民の祝日を祝う会) 祝日は、ほとんどの方が仕事も学校も休みになります。ちよつと得した気分です(早川)の由来を調べている私です(早川)